

2023 年度 給付型奨学生募集要項

1. 趣 旨

群馬県内の国公立大学に在籍し、意思堅実、学業優秀でありながら経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学援助に関する事業を行い、社会有用の人材の育成に寄与するため奨学金を支給いたします。

2. 2023 年度奨学生採用予定人数

2023 年 4 月に群馬県内の国公立大学に入学する者 7 名程度

3. 奨学金の額、奨学金支給期間及び奨学金支給時期

(1) 奨学金の額、奨学金支給期間

1 人当たり 20 万円／年額 × 4 年間 = 計 80 万円

※支給対象となった者に対し、2023 年 4 月から 4 年間、毎年 20 万円を支給。

※当財団からの奨学金は給付型。返済の必要はありません。

但し、その者が第 9 項に記載の奨学金の休止または廃止事由に該当した場合はこの限りではありません。

(2) 奨学金支給時期

毎年 6 月に年額をまとめて支給致します。

(本年度分 (2023 年 4 月～2023 年 3 月分) については、2023 年 7 月に支給致します。以降毎年、同様に、年度分を 6 月に支給致します。)

4. 奨学生の応募資格

下記のいずれにも該当すると認められる者。

- (1) 2023 年 4 月に群馬県内の国公立大学に入学する者であること
- (2) 意思堅実で学業が優秀であること
- (3) 学資が豊かでないこと

※すでに他の奨学金（給付型・貸与型を問いません）を受けている、受ける予定、の学生も応募可能です。

5. 応募の手続

(1) 学校の推薦

奨学金の申請を行う場合は、大学の推薦が必要です。推薦書の書式については以下

- (2) 項をご参照ください。

(2) 願書等の提出

下記の書類を、大学の担当部署（学生課など）を通して提出してください。なお、ご提出いただいたこれらの書類は返却致しません。

- ✓ 奨学生願書・・・・・・・・・・・・・・・・添付書式③
 - 写真（最近撮影の半身脱帽のもの 4cmx3cm）を貼付
- ✓ 高校最終学年の学業成績証明書・・・・・・・・高校が作成するもの
- ✓ 大学の発行する奨学生推薦書・・・・・・・・添付書式④
- ✓ 応募学生には作文を提出していただきます。
 - **題「進学之目的と将来の抱負」**（学生本人の手書きによるもの、400字詰め原稿用紙1枚）
- ✓ 応募学生の世帯の生計を担う方々全員の所得を証明する書類（給与所得者の場合は前年の源泉徴収票の写し、給与所得者以外の場合は前年の確定申告書第一表の写し、上記の書類の用意ができない所得による場合、所得金額のわかる適宜の書類の写し）

6. 応募の締め切り

2023年5月24日までに大学の担当部署（学生課など）を通して当財団必着で書類の送付をお願いします。

7. 面接の実施

選考委員による書類選考を経て、二次選考に残った方々について面接を行います。面接の予定期間は6月中旬です。個々の学生との面接日時については、当財団より直接、対象となった学生に連絡し決定致します。

8. 奨学生の決定

奨学生の決定

奨学生は選考委員会、理事会を経て6月下旬～7月上旬に決定されます。なお、選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

奨学生の決定通知

採用となった奨学生については、奨学生決定通知書（添付書式⑤）の送付を以て、貴大学に通知いたします。奨学生決定通知書には、採用された学生宛ての決定連絡書（各自宛て）を添付いたしますので、貴大学におかれましては、同連絡書を以て採用された各学生にご通知をお願い致します。

上述の連絡書には、奨学金の振込先金融機関および口座を記載する箇所があります。貴大学におかれましては、各奨学生に採用決定連絡をされる際に、振込先の連絡を学生

自らが財団宛てに行う必要がある旨を、お伝え願えれば幸甚です。

なお、貴大学からの採用者が無い場合、添付書式⑥にてその旨ご連絡いたします。また不採用となった学生本人には、不採用通知書（添付書式⑦）を当財団より直接郵送致します。

9. 奨学金の休止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。

- (1) 在学する大学において学籍を失ったとき
- (2) 病気その他の理由により学業を継続できる見込みが立たないとき
- (3) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (4) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (5) 奨学金願書等の提出書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (7) これらの他、奨学生としての資格を失ったとき、奨学生として不適切な振る舞いがあったとき

10. 奨学生の義務

奨学生となった学生には、当財団が主催する交流会（年1～2回程度）等に参加して頂きます。

また、奨学生となった学生には、翌年以降、奨学生最終年度までの毎年5月末までに「学業成績表（大学指定の成績証明書）」と「作文（1年間の体験・所感・研究成果等、400字詰め原稿用紙1枚）」を当財団あて郵送（住所以下参照）にて提出していただきます。

11. 連絡先

ご質問がございましたら、以下までご連絡ください。

（連絡先）一般財団法人 サンヨー食品奨学財団 事務局

〒371-0811 群馬県前橋市朝倉町 555-4

Tel : 027-220-3421